

第 3 4 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 3 年 3 月 2 9 日 (月)

せたな町農業委員会

第34回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年3月29日(月) 午後1時30分 から 2時 2分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	大	口	賢	一
委員	1番	阿	部	紹	子
	2番	横	道	重	人
	3番	森		正	勝
	4番	水	野	幸	雄
	5番	大	羽	孝	志
	6番	小	島	敏	人
	7番	玉	木	久	志
	8番	酒	井	誠	一
	9番	日	置	和	彦
	10番	本	井		治
	12番	松	崎		豊
	13番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員(1人)

11番 多 田 里 佐

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第7	議案第5号 農地法第5条の規定による許可について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第8	議案第6号 土地現況証明願について
第9	議案第7号 令和3年度せたな町農業委員会活動方針及び 活動計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第34回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さんご苦労様でございます。

3月1日から2日にかけて局地的な大雪となり、観測史上過去最多に並ぶ積雪を観測しました。

富良野、また空知の岩見沢辺りではメロンの苗掛けが終わった状態のなかで、積雪のためにビニールハウスが潰され、大変な被害額が出たわけですが、まだまだ見えない部分の被害額が出てくるのかなと思ってございます。

町内の被害は無かったのかなというふうに感じて、ほっとしているところでございます。

会長

本日は議案第7号までございます。慎重審議の程よろしくお願いいたしまして開会の挨拶に代えさせていただきたいと思えます。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思えます。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、12番松崎委員、13番弥左委員を指名いたします。この指名は、第34回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日1日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 3 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。

番号 10 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては []、[]、[]、[]、[]、[]、[] の計 8 筆、面積が [] m²、解約理由につきましては、北海道農業公社に賃貸するためでございます。

事務局 2 ページをご覧ください。

番号 11 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては []、[]、[]、[]、[]、[] の計 8 筆、面積が [] m²、解約理由につきましては、北海道農業公社に賃貸するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

「日程第４ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 3 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 3 ページをご覧ください。

番号 6 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 19 筆、地目は牧場と畑、契約内容は売買、面積が [REDACTED] m²、単価が [REDACTED] 円、売買価格が [REDACTED] 円、理由につきましては、農地を譲り受け営農に励みたいためでございます。

売買価格につきましては、台帳面積に対し耕作できない面積が 〇.〇〇 ㎡あることから、単価 〇.〇〇 円に耕作できる面積 〇.〇〇 ㎡を掛けると、〇.〇〇 円となります。

4 ページをご覧ください。

番号 7 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、
[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 21 筆 [REDACTED] m²、畑
が 2 筆 [REDACTED] m² の計 23 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は親
子間の使用貸借、期間につきましては許可の日から 10 年間、こちらの理由
につきましては、農地を借り受け営農に励みたいためでございます。

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 16 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2021 年 3 月 29 日、対価の支払期限が 2021 年 8 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 17 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田と転作田、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 3 月 29 日から 2024 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円と [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 18 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 3 筆 [REDACTED] m²、畑が 4 筆 [REDACTED] m² の計 7 筆、

事務局

事務局

事務局

事務局

6

継続でございます。

事務局

14 ページをご覧ください。

番号 23 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 3 月 29 日から 2024 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

15 ページをご覧ください。

番号 24 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 3 月 29 日から 2024 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

以前、[REDACTED] さんと賃貸していた土地でございます。

事務局

16 ページをご覧ください。

番号 25 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 3 月 29 日から 2024 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらにつきましては農地中間管理事業でございまして、貸付予定者は [REDACTED] さんでございます。

事務局

17 ページをご覧ください。

番号 26 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 3 月 29 日から 2024 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらにつきましても農地中間管理事業でございまして、貸付予定者は [REDACTED] さんでございます。

事務局

18 ページをご覧ください。

番号 27 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 3 月 29 日から 2024 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、農地中間管理事業でございます。

事務局

19 ページをご覧ください。

番号 28 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 3 月 29 日から 2024 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、農地中間管理事業でございます。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 29 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 3 月 29 日から 2024 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

議長

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしくお願いいたしたいと思います。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 21 ページをご覧ください。

番号 30 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 3 月 29 日から 2024 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございまして。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長 議案第 5 号も農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしく願いたいと思います。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 6 ページをご覧ください。
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。
農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。令和 3 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 22 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、第 33 回総会で審議いただいた砂利採取のための一時転用でございます。
番号 1 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。転用の目的は砂利採取のための一時転用でございます。転用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、位置図・配置図につきましては、別紙 23 ページと 24 ページに記載しております図 1、図 2 のとおりでございます。

事務局 こちらにつきましては、令和 3 年 3 月 18 日の北海道農業会議第 11 回常設審議委員会におきまして審議され、許可相当の回答を得たことを確認いたしましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。
議案第 6 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 3 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 28 ページをご覧ください。
番号 2 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は田、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございまして。
こちらにつきましては、2021 年 3 月 11 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に出向き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、29 ページ、30 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 令和 3 年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 令和 3 年度せたな町農業委員会活動方針及び活

議長	動計画について」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	議案 8 ページをご覧ください。 議案第 7 号 令和 3 年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について。 農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、別紙の令和 3 年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について議決を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料 31 ページをご覧ください。 議案第 7 号を朗読いたします。
事務局	令和 3 年度せたな町農業委員会活動方針。 活動方針でございます。 農業従事者の高齢化が進んでいく中、地域の農業委員を中心に、農業協同組合・土地改良区等と連携をとりながら、後継者・農地所有適格法人・新規就農者等の担い手に、農地を集約・集積していく活動に一層力を入れて取り組んでいくこととする。 また、8 月から 11 月にかけて毎年実施してきている町内農地の利用状況調査において現地確認した耕作放棄地・遊休農地については、所有者の意向を確認し、地域の農業者等に相談をしながら、その解消に向け、精力的に取り組んでいくこととする。 さらに法律に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、現場の声を施策に反映させる農政活動を充実させながら、地域農業の持続的な発展と、せたな町の農業振興に寄与するため「公平かつ行動する農業委員会」としての取り組みを行い、農業者の公的代表機関としての機能・役割を果たしていくものとする。
事務局	活動計画でございます。 1. 農業委員会。 (1) 会議及び研修会。 ○総会の開催。 ○会長、代理、各委員長会議の開催。 ○地区別農業委員等研修会への参加。
事務局	(2) 農作物生育状況調査への参加（8 月下旬～9 月上旬）。 ○各団体長及び農業委員合同調査及び意見交換会。
事務局	(3) 農地利用状況調査。 ○遊休農地、耕作放棄地等の実態調査（8 月～11 月）。

事務局	○農地所有適格法人の実態調査（8月予定）。 ○農地パトロール（8月予定）。
事務局	（4）農業者年金。 ○新制度への加入促進活動（11月～1月）。 ○農業者年金巡回相談会。
事務局	（5）その他。 ○せたな町担い手育成センターとの連携。 ○第5回今金町農業委員との合同研修会（平成28年度から実施。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となっております）。
事務局	2．農地委員会。 （1）農地利用状況調査。 ○農地転用状況パトロール（10月）。 ○遊休農地、耕作放棄地パトロール（10月）。
事務局	（2）農地賃借料の情報提供。
事務局	3．農政委員会。 （1）農業政策。 ○農業振興施策に関する意見書の提出。 ○檜山地方農業委員会から国、道への農業政策要望。 ○町との意見交換会（5月下旬～6月上旬）。
事務局	4．広報委員会。 （1）農業委員会だよりの発行（年2回） ○情報収集及び農業者への情報提供を行います。
事務局	以上で説明を終わります。
議長	はい、説明が終わりました。 議案第7号について質疑ございませんか。 （質疑なし）
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。

議長

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第34回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。

大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 4 月 27 日

会議録署名委員

12番

松崎 豊

13番

孫左輝 亮

議長

原田 喜博